

環 備 - 7 0 7

令和3年3月24日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会長 様

秋田県生活環境部長

(公 印 省 略)

県外産業廃棄物搬入事前協議における押印・対面方式の見直しについて（通知）

日頃より本県の廃棄物行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例で定める事前協議において、押印及び対面による手続を見直し、事前協議の簡素化を図りましたので通知します。

つきましては、貴会員へ周知いただくようお願いいたします。

【主な改正点】

- 1 県外産業廃棄物搬入事前協議書等への代表者の押印を廃止した。
- 2 事前協議書は郵送でも受け付けることとした。

《担 当》

秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物対策班 田村

T E L 018-860-1624

e-mail recycle@pref.akita.lg.jp

県外産業廃棄物搬入事前協議における押印・対面方式の見直しについて

秋田県生活環境部環境整備課
令和3年3月24日

「秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」で定める事前協議について、次のとおり手続を見直す。

1 事前協議書への押印の省略

排出事業者は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例施行規則に基づく「別に定める様式」への押印を一部不要とする。

なお、押印を不要とする別に定める様式は以下のとおりである。

- ① 様式第1号 県外産業廃棄物搬入事前協議書（条例第3条第1項）
- ② 様式第2号 県外産業廃棄物搬入変更事前協議書（条例第3条第1項）
- ③ 様式第4号 県外産業廃棄物搬入搬入状況報告書（条例第6条）
- ④ 様式第6号 氏名等の変更届出書
- ⑤ 参考様式 委任状

※ 県外産業廃棄物搬入協定書（様式第3号及び第5号）については、従来どおり押印を要するものとする。

2 郵送による事前協議書の受付

事前協議は郵送でも受け付ける。なお、郵送前にあらかじめ電話等で県担当者と相談すること。

3 優良産廃処分業者の定義の明確化

優良産廃処分業者が廃棄物処理法第15条の4の4に規定する無害化処理を委託された場合は、「優良産廃処分業者に処理を委託する場合」に該当し、搬入期間は2年以内となることを明示する。

4 施行期日

令和3年4月1日

5 理由

県の行政手続等における押印・対面方式の見直し方針に基づき、手続を簡略化する。